

外国人留学生の就職促進に向けた運用等の見直しについて

出入国在留管理庁

- 令和5年4月27日付け教育未来創造会議提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（抄）

IV. 具体的方策

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

<具体的取組>

③ 関連する在留資格制度の改善

- ・ 専門学校卒業者の専門知識・技能やその応用が発揮できるようにするため、企業等と連携し、質の高い専門学校を認定する制度を新たに創設し、認定を受けた学校を修了した留学生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更において柔軟に対応し、大学等を卒業した留学生と同等の取扱いとする。また、特定活動46号について、当該認定を受けた専門学校を修了した者（高度専門士に限る。）など、大学卒業者と同等の者も対象に加える。

- 令和5年6月16日付け閣議決定「規制改革実施計画」（抄）

<人への投資分野>

No.1 外国人材の受入れ・活躍の促進

- e 法務省及び文部科学省は、専門学校を卒業した外国人材に一層の活躍の機会を提供するため、一定の要件を満たし、文部科学大臣が認定した専門学校の卒業生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得に当たり、大学等の卒業生と同等に、業務と専攻の関連性を柔軟に取り扱うことについて検討を行い、必要な措置を講ずる。また、特定活動46号について、当該認定を受けた専門学校を修了した者（高度専門士に限る。）などを大学卒業者と同等のものとして、新たに対象に加えることについても検討を行い、必要な措置を講ずる。

実施時期：令和5年上期検討、措置

外国人留学生の就職促進に向けた見直しについて

「技術・人文知識・国際業務」の見直し

要望

- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、専門学校卒業生の場合、専攻と業務の関連性が相当程度必要であるため就職先が限定されることから、専攻と就職先の従事業務の関連性について柔軟な判断が必要（注1）。
（注1）なお、大学卒業生の場合は関連性は比較的柔軟に判断。

対応

- 一定の要件を満たした専修学校専門課程の学科（※）を修了した留学生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更時における専攻科目と従事しようとする業務の関連性について柔軟に対応し、大学等卒業者と同等の取扱いとする。

※一定の要件を満たした専修学校専門課程の学科とは

質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資する教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とした新たな認定制度（専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程。令和5年6月21日公布。）によって認定を受けた専修学校専門課程の学科を指す。

認定要件

- ① 「職業実践専門課程」の認定を受けている課程であること。
- ② 認定を受けようとする専修学校の設置者の財務状況に関して、継続的かつ安定的であること。
- ③ 認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生割合が2分の1の範囲内であり、日本人生徒との交流の機会が確保され、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、当該学科を修了した生徒の就職率の平均が90%以上であり、かつ、日本社会の理解の促進に資する授業科目が、全課程の修了に必要な総授業時数のうち300時間以上開設されていること。
- ④ 外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

「特定活動（告示46号）」の見直し

要望

- 「特定活動（告示46号）」は、本来、留学生の就職率向上を念頭に導入された在留資格であるにもかかわらず、日本での就職率が低い専修学校卒が要件上取得できず、要件緩和が必要（注2）。
（注2）大学卒業生又は大学院修了者に対象を限定している（専修学校専門課程修了者は対象外）。

対応

- 高度専門士の称号を付与された留学生（一定の要件を満たした専修学校専門課程の学科（※）を修了した者に限る。）や、短期大学又は高等専門学校を卒業し、学士の学位を授与された留学生については、大学卒業と同等レベルと考えられることから、特定活動告示46号の対象に加える。

外国人留学生の就職に係る主な在留資格（概要）

在留資格	活動内容	要件・基準等	具体的な業務の例
技術・人文知識・国際業務	<p>○理系又は文系の技術・知識を要する業務</p> <p>※他に通訳・翻訳等に従事する「国際業務」も認められている。</p>	<p>○理系又は文系の技術・知識を要する業務に従事する場合（いずれかに該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業したこと。 ・ 技術・知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。 ・ 10年以上の実務経験を有すること。 <p>※専攻科目と業務との関連性 ⇒大学は、<u>教育機関としての大学の性格を踏まえ、関連性は柔軟に判断。</u> ⇒専修学校は、<u>職業等に必要な能力を育成すること等が目的とされていることから、相当程度の関連性が必要。</u></p>	<p>○理系の技術・知識を要する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ①システムエンジニア、②設計 ③プログラム開発 <p>○文系の技術・知識を要する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ①会計、②営業、③企画、 ④コンサルティング <p>※学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする業務でなければならないため、飲食店での接客や工場でのライン作業等は、基本的に認められない。</p> <p>今回の閣議決定等を受けてガイドラインの見直しを行う部分</p>
特定活動 (告示46号)	<p>○常勤の職員として、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務（風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務を除く）</p> <p>※日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務 ⇒他者との双方向のコミュニケーションを要する業務</p>	<p>○以下の要件に該当する者（いずれにも該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本邦の大学（短大を除く。）を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。</u> ・ 日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験等により証明（N1合格等）されていること。 ・ 本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するものと認められること。 <p>※大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するもの ⇒学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること等</p>	<p>今回の閣議決定等を受けて法務省告示の見直しを行う部分</p> <p>○日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ①飲食店において店舗管理や通訳を兼ね備えた接客 ②工場のラインにおいて日本人社員から受けた作業指示を外国人社員に対して伝達し自らもラインで業務を行う <p>※一定の要件を満たすことで、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格では認められていない幅広い業務に従事することが可能である。</p>